

令和5年4月18日

学部生・専攻科生・別科生 各位

教務部長 菅 浩二

5月8日以降の対面授業の出席基準について

新型コロナウイルスの感染拡大から3年が経ち、政府は感染症法上の扱いを季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針を決定しました。これを受け、本学では、すでにお知らせしたとおり、4月1日から5月7日の期間における「対面授業の出席基準」の一部を変更しました。5月8日以降の変更点は以下のとおりとなりますので、あらかじめご確認ください。

現在、新型コロナウイルスは、第一種学校感染症に分類されているため、濃厚接触者や感染が疑われる症状がある場合も出席停止となりますが、5月8日以降は第二種学校感染症に分類されるため、**新型コロナウイルスに罹患した場合のみ出席停止**となります。したがって、濃厚接触者や感染の疑いがあるだけでは出席停止となりませんが、感染の疑いがある場合は、新型コロナウイルスやインフルエンザの可能性もあるため、できる限り医療機関を受診し確認されることをお勧めします。

出席停止期間について

罹患した場合は発症日（症状がない場合は検体採取日）を0日目として5日間経過し、かつ解熱剤を含む症状を緩和させる薬を服用しなくなって発熱や風邪様症状の消失から24時間以上経過した場合には、6日目から対面授業に出席することができます。ただし、主治医より出席停止期間の指示がある場合は、それに従ってください。なお、5日間経過後であっても他人に感染させるリスクがあることから、その後も10日間が経過するまでは大学構内でのマスク着用をお願いします。